

特別経営対策借換資金の創設と特別経営対策資金の拡充について

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、経済活動にも様々な影響が広がっており、茅野商工会議所からの要請等に伴い、今市が出来る支援として、経営が悪化している市内中小企業の皆さんをさらに支援するため、下記のとおり新たな資金を創設、特別経営対策資金の条件拡充をします。

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1 資金名 | 特別経営対策借換資金（創設） |
| 貸付対象者 | 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者で、セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証認定を取得したもので、次の条件すべてにあてはまるもの
(1) 保証協会付保証残高の範囲内（ただし、既存借入金と同一の取扱金融機関のものに限る）
(2) 1年以上元金の返済がなされたもの |
| 貸付限度額 | 3000万円 |
| 資金用途 | 運転資金 |
| 貸付金利 | 1.5%（うち利子補給1.0% 1年間） |
| 信用保証料 | 補助率10分の8 ただし、セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証利用の場合は補助率10分の10 |
| 貸付期間 | 10年以内 |
| 返済方法 | 割賦償還（据置24ヶ月以内） |
| 2 特別経営対策資金の資金条件の変更（拡充） | |
| 資金名 | 特別経営対策資金 |
| 貸付限度額 | 1000万円 → 2000万円 |
| 返済方法 | 割賦償還（据置12ヶ月以内） → （据置24ヶ月以内） |